

情報提供

那医発第23号
令和7年4月10日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について」の一部改正について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

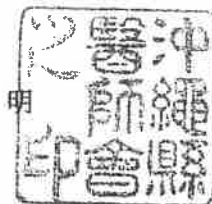
冲医発第 37号

令和 7年 4月 8日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

副会長 平安 明



「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について」
の一部改正について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について」の一部改正についての通知となっております。

東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置の取扱い等につきましては、沖縄県医師会報4月号付録32～33ページにてお知らせしているところです。

福島県飯舘村の一部及び葛尾村の一部帰還困難地域について、令和7年3月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる方針が示されたことをふまえ、上記の事務連絡について、別添のとおり改正されたとのことです。

詳細につきましては、別添をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について」の一部改正について
(令和7年4月1日(日医発第1号)(保険))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第 1 号（保険）
令和 7 年 4 月 1 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について」の
一部改正について

東日本大震災により被災した被保険者の一部負担金の免除措置については、現在、国による財政支援と平成 24 年 10 月以降も一部負担金の免除措置を継続している健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者等において実施されているところであり、当該取り扱い等につきましては、令和 7 年 2 月 28 日付け日医発第 2021 号（保険）「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について」等においてご案内申し上げているところです。

今般、福島県飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、令和 7 年 3 月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる方針が示されたことを踏まえ、上記の事務連絡について、別添のとおり改正されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について」の一部改正について

(令 7.3.28 事務連絡 厚生労働省保険局 保険課, 国民健康保険課, 高齢者医療課, 医療課, 医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室)

(別添 1) 「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」の一部改正について

(令 7.3.28 事務連絡 厚生労働省保険局 保険課, 国民健康保険課, 高齢者医療課, 医療課)

(別添 2) 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料(税)の免除措置等に対する財政支援の延長について」の一部改正について

(令 7.3.28 事務連絡 厚生労働省保険局 保険課, 国民健康保険課, 高齢者医療課, 医療課, 医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室, 総務省自治税務局市町村税課)

(別添 3) 「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料(税)の減免に対する財政支援について」の一部改正について

(令 7.3.28 事務連絡 厚生労働省保険局 国民健康保険課, 高齢者医療課, 総務省自治税務局市町村税課)

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 28 日

日本医師会
日本歯科医師会
日本薬剤師会

} 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室

「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について」の一部改正について

公的医療保険制度について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等については、「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について」（令和 7 年 2 月 20 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室事務連絡）で示したところです。

今般、福島県飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、令和 7 年 3 月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる方針が示されたことを踏まえ、当該事務連絡に添付した資料を別添のとおり改正することとしたので、御了知いただくとともに、貴管下の会員等に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

（修正箇所は下線を引いた部分）

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 28 日

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
 国民健康保険主管課（部）
 後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

} 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」の一部改正
について

東日本大震災の被災者における一部負担金の免除措置に対する財政支援の取扱いについては、「東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて」（令和 7 年 2 月 20 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡）で示したところです。

今般、福島県飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、令和 7 年 3 月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる方針が示されたことを踏まえ、当該事務連絡を別添のとおり改正することとしたので、貴管内保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

（修正箇所は下線を引いた部分）

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 20 日
(令和 7 年 3 月 28 日一部改正)

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

東日本大震災の被災者における一部負担金の免除措置に対する財政支援の取扱いについては、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（令和 7 年 2 月 20 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）及び「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（令和 7 年 2 月 20 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）において示しているところですが、一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の取扱い等については、下記のとおり予定していますので、内容を御了知いただくとともに、貴管内保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、下記の内容については、令和 7 年度政府予算案の可決・成立が前提となることを申し添えます。

記

- (1) 健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者等においては、一部負担金の免除措置の対象となる被保険者等（以下「免除対象者」という。）に対し、免除証明書を交付すること。
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う旧避難指示区域等（※）の被保険者等の一部負担金の免除措置については現在、一部負担金の免除基準である「東日本大震災の被災者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（平成 29 年 9 月 29 日付け保保発 0929 第 1 号及び第 2 号厚生労働省保険局保険課長通知。）の 1 ④から⑥まで、「東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（令和 6 年 9 月 30 日付け保国発 0930 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。）の 1 ⑥から⑧まで並びに「東日本大震災により被災した後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（平成 29 年 9 月 29 日付け保高発 0929 第 1 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。）の 1 ⑥から⑦の 2 までに基つき、上位所得層の被保険者等を対象外としている。

この点、上位所得層の被保険者等であることの判定は、

- ①健康保険及び船員保険については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 40 条第 1 項及び船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 16 条第 1 項に規定する標準報酬月額が 53 万円以上に該当する被保険者
- ②国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和 6 年（令和 7 年 7 月までの場合にあつては、令和 5 年）の国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯
- ③後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和 6 年（令和 7 年 7 月までの場合にあつては、令和 5 年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 18 条第 1 項第 2 号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600 万円を超える世帯

に該当するかどうかを基準とすることとしていることから、旧避難指示区域等の被保険者等に対しては、令和 7 年 7 月 31 日（健康保険及び船員保険については同年 8 月 31 日）を有効期限の目安として免除証明書を交付し、それ以降の取扱いについては、上記①から③までにより、上位所得層となる被保険者等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。なお、この際、平成 27 年までに避難指示区域等の指定が解除された区域等の被保険者については、令和 8 年度から対象外とする予定であることを踏まえ、これらの者に交付する免除証明書の有効期限は、令和 8 年 3 月 31 日とすることが考えられること。

- (3) 令和7年3月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の被保険者等の一部負担金の免除措置について、令和7年10月1日以降は、上位所得層の被保険者等を対象外とする予定としている。

この点、上位所得層の被保険者等であることの判定は、(2)①から③までに該当するかどうかを基準とすることとしていることから、免除証明書の交付にあたっては、当該区域の被保険者等に対しては、令和7年9月30日を有効期限とする免除証明書を交付し、同年10月1日以降の取扱いについては、上位所得層となる被保険者等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、留意すること。

- (4) 保険医療機関等の窓口においては、有効期限が切れていない免除証明書を提示した免除対象者についてのみ、一部負担金の支払を免除すること。
- (5) 免除対象者が、保険医療機関等の窓口で免除証明書を提示できなかった場合には、「東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等（窓口負担）の免除に関するQ&Aについて」（平成23年5月18日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡・同日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）でお示した取扱いと同様に、別紙1（Q&A）のとおり取り扱うこととすること。
- (6) 免除証明書の取扱いについては、別紙2を活用し、周知を実施していただきたいこと。
- なお、別紙2については、別途、保険医療機関等に対して送付し、周知の協力を依頼していること。

(※)「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）の区域、令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）の区域及び令和7年3月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）をいう（ただし令和7年3月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）に係る取扱いについては、飯舘村の一部及び葛尾村の

一部の帰還困難区域について、指定の解除が政府の指示とおりとなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。」。

(様式例)

国民健康保険一部負担金等免除証明書

被 保 険 者 記 号 ・ 番 号	記 号		番 号	
被 保 険 者 氏 名			生 年 月 日	. .
世 帯 主 氏 名 又は 組 合 員 氏 名				
住 所				
特 例 の 内 容 及 び 有 効 期 限	○ 一部負担金の免除 (令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)			

上記のとおり証明する。
令和 年 月 日

市 町 村 長
(国民健康保険組合理事長) 印

この証は、東日本大震災により被災した被保険者が保険医療機関等で診療等を受けた際に支払う一部負担金等の免除措置を受けられることを証明するものです。

- 1. 保険医療機関等の窓口で、この証明書を資格確認書等に添えて提出してください。
- 2. 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村（組合）に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 3. この証の記載事項に変更があったときは、14 日以内に、この証を添えて、市町村（組合）にその旨を届け出て下さい。
- 4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

医療保険の一部負担金の免除について(医療機関、患者あてのQ&A)
(市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度・健康保険・船員保険)

【一部負担金の還付関係等】

問1 一部負担金等免除証明書(以下「免除証明書」という。)の有効期限後、医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金は免除にならないのか。

(答)

免除証明書の有効期限後は、有効期限が更新された免除証明書を医療機関等に提示しない場合、原則として一部負担金の支払いが必要になります。ただし、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の医療保険の保険者に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問2 保険者から還付を受けるためには、どのような書類が必要になるのか。

(答)

すでに支払ってしまった一部負担金の還付を受けるためには、ご加入の医療保険の保険者に還付申請書を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、

- ①免除証明書(免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書)
- ②医療機関等が発行した領収証など、支払った一部負担金の金額が確認できる書類

を併せてご提示ください。なお、還付申請書を提出する時点で、有効期限が更新された免除証明書が手元に届いていない場合には、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。

医療機関等で受診される 東日本大震災の被災者の皆さまへ



厚生労働省
令和7年1月

医療機関等における窓口負担の免除について

- ① 窓口負担の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で、**有効期限が切れていない免除証明書**を提示する必要があります。

▶ 現在、免除証明書をお持ちの方は、**有効期限をご確認**ください。

- ② 現在をお持ちの免除証明書の有効期限後も、ご加入の医療保険の保険者により、引き続き窓口負担が免除されることがあります。

▶ 窓口負担が免除される場合、**有効期限が更新された新しい免除証明書**を、医療機関等の窓口でご提示ください。

(※) 窓口負担の免除の対象となる要件は、ご加入の医療保険の保険者により異なります。

なお、引き続き窓口負担の免除の対象となる場合、新しい免除証明書はご加入の医療保険の保険者から送付されますので、お手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。



窓口負担の免除や、免除証明書の取扱いに関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までで終了しています。

- ・入院時の食費、居住費
- ・被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等

事務連絡
令和7年3月28日

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
 国民健康保険主管課（部）
 後期高齢者医療主管課（部）
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室
総務省自治税務局市町村税課

「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する
財政支援の延長について」の一部改正について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び国民健康保険料（税）・後期高齢者医療の保険料の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（令和7年2月20日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）で示したところです。

今般、福島県飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、令和7年3月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる方針が示されたことを踏まえ、当該事務連絡を別添のとおり改正することとしたので、貴管内保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

（修正箇所は下線を引いた部分）

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 20 日
(令和 7 年 3 月 28 日一部改正)

地方厚生（支）局保険主管課・医療課
都道府県民生主管部（局）
 国民健康保険主管課（部）
 後期高齢者医療主管課（部）
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室
総務省自治税務局市町村税課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における
被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する
財政支援の延長について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）（以下「避難指示区域等」という。）における被保険者等の一部負担金及び国民健康保険料（税）・後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（令和 6 年 2 月 22 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）において、一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援を延長することとしていました。

今般、一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の期間を、下記のとおり延長することを予定していますので、内容を御了知いただくとともに、貴管内保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、下記の内容については、令和7年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

記

1 一部負担金の免除措置に対する財政支援について

- ・ 帰還困難区域及び上位所得層（※2）を除く旧避難指示区域等（※3）（平成26年までに指定が解除された旧避難指示解除準備区域等を除く。）の被保険者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、令和8年2月28日までの間に係るもの
- ・ 令和7年3月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層の被保険者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、令和7年9月30日までの間に係るもの

について、別途通知する減免基準に基づいて行う免除措置に対し、令和7年度において、令和7年2月28日までと同様の財政支援を予定していること。

なお、平成26年までに指定が解除された旧避難指示解除準備区域等の被保険者等の一部負担金であって、令和7年3月31日までに受けた療養に係る一部負担金について、令和7年度の財政支援を予定している。ただし、令和6年度までに財政支援を受けているものは除く。

2 令和7年度相当分の保険料（税）の免除措置に対する財政支援について

- ① 平成28年中に避難指示区域等の指定が解除された上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和7年度相当分の保険料（税）額であって、令和8年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来するものの金額の半額について、別途通知する減免基準に基づいて行う免除措置に対し、財政支援を予定していること。

- ② 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（平成28年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く。）の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和7年度相当分の保険料（税）額であって、令和8年3月31日までに普通徴収の納期限が到来するものの金額、及び

令和7年3月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層の被保険者等の令和7年度相当分の保険料（税）額であって、令和8年3月31日までに普通徴収の納期限が到来するもののうち、令和7年4月分から9月分までに相当する月割算定額

について、別途通知する減免基準に基づいて行う免除措置に対し、令和7年度において、令和7年3月31日までと同様の財政支援を予定していること。

3 令和6年度相当分の保険料（税）の免除措置に対する財政支援について

避難指示区域等の被保険者に係る保険料（税）について、「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（令和6年7月3日付け保国発 0703 第2号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）及び「令和6年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」（令和6年7月5日付け保高発 0705 第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）において示した減免基準に基づいて行う令和6年度相当分の保険料（税）の免除措置については、令和7年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものを財政支援の対象とすることとしているが、令和6年度末に資格を取得したこと等により令和7年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、その全額を令和7年度の特別調整交付（補助）金により財政支援する予定であること。

4 特定健康診査の自己負担金の免除措置等に要した費用への財政支援の延長について

- ・ 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（平成26年までに指定が解除された旧避難指示解除準備区域等を除く）の被保険者等の特定健康診査（高齢者保健事業における健康診査を含む。以下同じ。）の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置
- ・ 令和7年3月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層の被保険者等に対して行った、令和7年9月30日までの間に係る特定健康診査の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置

については、令和7年度において、令和7年3月31日までと同様の財政支援を予定していること。

（※1）「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

（※2）「上位所得層」とは、

- ① 健康保険及び船員保険については、健康保険法（大正11年法律第70号）第40条第1項及び船員保険法（昭和11年法律第73号）第16条第1項に規定する標準報酬月額が53万円以上に該当する被保険者
- ② 国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和6年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、令和7年7月までの間において、令和5年）の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯
- ③ 後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和6年（一部負担金の免除措置の場合にあっては、令和7年7月までの間において、令和5年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯

（※3）「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相

馬市の特定避難勧奨地点)、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(檜葉町の一部)、平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)の区域等、令和 4 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部)の区域、令和 5 年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域(飯舘村の一部及び富岡町の一部)の区域及び令和 7 年 3 月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域(飯舘村の一部及び葛尾村の一部)をいう(ただし、令和 7 年 3 月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域(飯舘村の一部及び葛尾村の一部)に係る取扱いについては、飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、指定の解除が政府の指示とおりになることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。)

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 28 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
総務省自治税務局市町村税課

「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び
旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び
保険料（税）の減免に対する財政支援について」の一部改正について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除並びに国民健康保険の保険料（税）及び後期高齢者医療の保険料の減免に対する財政支援については、「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（令和 7 年 2 月 20 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）で示したところです。

今般、福島県飯舘村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、令和 7 年 3 月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる方針が示されたことを踏まえ、当該事務連絡を別添のとおり改正することとしたので、貴管内保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

（修正箇所は下線を引いた部分）

事 務 連 絡

令和 7 年 2 月 20 日

(令和 7 年 3 月 28 日一部改正)

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

後期高齢者医療主管課（部）

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

都道府県総務主管部（局）市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

厚生労働省保険局高齢者医療課

総務省自治税務局市町村税課

避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び
旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び
保険料（税）の減免に対する財政支援について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）（以下「避難指示区域等」という。）以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等（※2）の上位所得層（※3）の被保険者の令和 6 年度における一部負担金の免除並びに国民健康保険の保険料（税）及び後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）の減免に対する財政支援については、「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（令和 6 年 2 月 22 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）でお示ししているところですが、令和 7 年 4 月 1 日以降の取扱いについては、下記のとおり予定していますので、貴管内保険者及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、下記の内容については、令和 7 年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

記

1 一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について

(1) 旧避難指示区域等（当該区域の避難指示等が令和6年4月1日以前に解除された区域（令和元年12月31日までに解除された区域を除く。）に限る。）の上位所得層の被保険者に対して、令和7年4月1日から同年12月31日までの間の一部負担金の免除を行った場合及び令和7年4月1日から同年12月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来する保険料（税）について減免を行った場合には、国保調整交付金算定省令第6条第1号イ及びニ並びに後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第1号及び第3号の規定による令和7年度の特別調整交付金の交付対象となること。その際、これら各号の規定に基づき、令和7年1月1日から同年12月31日までの減免額を基準として、交付対象を判断することとなること。

(2) 令和7年3月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）の上位所得層の被保険者（東日本大震災発生後、他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下同じ。）に対して、令和7年10月1日から同年12月31日までの間の一部負担金の免除及び令和7年10月1日から同年12月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料（税）の減免を行った場合には、令和7年度の国保調整交付金算定省令第6条第1号イ及びニ並びに後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第1号及び第3号の規定による特別調整交付金の交付対象となること。その際、これら各号の規定に基づき、令和7年1月1日から同年12月31日までの減免額を基準として、交付対象を判断することとなること。

(3) (1) 及び (2) による財政支援の対象となる保険者等が、引き続き、令和8年1月1日から同年3月31日までの間の一部負担金の免除を行った場合並びに令和8年1月1日から同年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料（税）の減免を行った場合には、その減免に要した費用の10分の8を、国保調整交付金算定省令第6条第1号ヲ及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第9号の規定による令和8年度の調整交付金の交付対象とする予定であること。

(4) (1) による財政支援の対象とならない場合であっても、避難指示区域等以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等（当該区域の避難指示等が令和6年4月1日以前に解除された区域に限る。）の上位所得層の被保険者に対して、令和6年12月31日以前から引き続き、一部負担金の免除を行った場合及び保険料（税）の減免を行った場合であつて、国保調整交付金算定省令第6条第1

号イ及びニ並びに後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第1号及び第3号の規定に基づき、令和6年1月1日から同年12月31日までの減免額を基準として交付対象を判断した結果、令和6年度についてはこれら各号に該当することとなる保険者等が、引き続き、令和7年1月1日から同年3月31日までの間の一部負担金の免除を行った場合及び令和7年1月1日から同年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料（税）の減免を行った場合には、その減免に要した費用の10分の8が国保調整交付金算定省令第6条第1号ヲ及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第9号の規定による令和7年度の調整交付金の交付対象となること。

(5) (1) から (4) までの保険料（税）の減免措置に対する財政支援は、同一の事由によって市町村民税の減免を行っていることが交付要件となること。

2 一部負担金の免除及び保険料（税）の減免の基準について

(1) 1の財政支援の対象となる一部負担金の免除措置の免除基準については、以下のとおりとすること。

① 1 (1)、1 (3)、及び1 (4) の財政支援

「東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（令和6年9月30日付け保国発 0930 第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「国保一部負担金免除基準通知」という。）及び「東日本大震災により被災した後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（平成29年9月29日付け保高発 0929 第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「後期高齢者医療一部負担金免除基準通知」という。）において示した免除基準（ただし、国保一部負担金免除基準通知1⑥から⑧及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知⑥から⑧を除く。）とする予定であること。

② 1 (2) の財政支援

令和7年10月1日以降の一部負担金の免除については、国保一部負担金免除基準通知及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知において示した免除基準（ただし、国保一部負担金免除基準通知1⑥から⑧及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知⑥から⑧を除く。）とする予定であること。

(2) 1の財政支援の対象となる保険料（税）の減免措置の減免基準については以下のとおりとすることとしており、関係通知については、追って通知する予定であること。

① 1 (1)、1 (2) の財政支援及び1 (3) の財政支援のうち1 (1)に係るもの

令和 7 年度相当分の保険料（税）額であって、令和 8 年 3 月 31 日までに普通徴収の納期限が到来するものについて、「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」

（令和 6 年 7 月 3 日付け保国発 0703 第 2 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「国保保険料（税）減免基準通知」という。）の 2（1）①から⑤の各 ii 並びに「令和 6 年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」（令和 6 年 7 月 5 日付け保高発 0705 第 1 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「後期高齢者医療保険料減免基準通知」という。）の 2（2）①から⑤と同様の基準とする予定であること。

② 1（4）の財政支援のうち 1（2）に係るもの

国保保険料（税）減免基準通知の 2（1）①から⑤の各 i 並びに後期高齢者医療保険料減免基準通知の 2（2）①から⑤及び⑦と同様の減免基準とする予定であること。

3 避難指示区域等以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の令和 7 年 4 月 1 日以降の取扱いについては、あらかじめ、市町村と後期高齢者医療広域連合との間で連携し、その対象者や要件について、十分に調整を行うこと。

（※ 1）「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の 4 つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

（※ 2）「旧避難指示区域等」とは、平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和 4 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）の区域、令和 5 年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域（飯館村の一部及び富岡町の一部）の区域及び令和 7 年 3 月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯館村の一部及び葛尾村の一部）をいう（ただし、令和 7 年 3 月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯館村の一部及び葛尾村の一部）に係る取扱いについては、飯館村の一部及び葛尾村の一部の帰還困難区域について、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。）。

（※ 3）「上位所得層」とは、

①国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和 6 年（一部負担金の免除措置の場合にあつては、令和 7 年 7 月までの間において、令和 5 年）の国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯

②後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和6年（一部負担金の免除措置の場合にあつては、令和7年7月までの間において、令和5年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯